

<よくある質問>

①就学支援委員会の専門家とはどのような方ですか？

→学識経験者、医師、学校職員、児童福祉施設の長、関係行政機関の職員で構成されています。

②就学相談にあたり、医療機関等での発達の検査は必要ですか。

→可能な限り、就学相談までに、医療機関等での検査をお願いしています。

お子さまの状況を多面的・総合的に把握し、お子さまの力を最大限に引き出せる教育形態(就学先)を考えていくため、発達の検査結果を活用しています。

※検査結果をお持ちでない場合にも就学相談の申し込みは可能です。

③発達の検査とはどのような検査ですか。検査結果の有効期限はありますか。

→田中ビネーⅤ、WISC-Ⅳ、K-ABCⅡ、版K式発達検査、遠城寺式乳幼児分析的発達検査等があります。本市の就学相談で活用できる検査結果は、相談日からさかのぼり、2年以内です。

④療育手帳の取得を予定しています。就学相談に際し、児童相談所での検査とは別に、発達の検査をする必要はありますか。

→児童相談所での発達の検査は、就学相談で活用することができるので、あらためて検査をする必要はありません。保護者から直接、児童相談所に検査結果の情報提供を依頼し就学相談の際に持参してください。

⑤特別支援学級に入級後、特別支援学級から通常の学級にうつることはできますか。

→通常の学級から特別支援学級に、特別支援学級から通常の学級にうつること(教育形態の変更)は可能です。その際は、再度、在籍校を通して就学相談に申し込む必要があります。「お子さんにとって最適な教育を」という視点から、関係者と十分な相談を行う必要があります。就学相談の申し込みを行う前に、まず、本人の様子を保護者がよく見ていただくとともに、学校(担任、管理職、特別支援教育コーディネーター)から学校での様子等の聞き取りを行い、本人の将来を見据えて相談を進めてください。

⑥現時点で基本学区の小学校に特別支援学級はありません。次年度や入学後、基本学区に特別支援学級が設置された(設置される)場合はどうなりますか。

→原則として、新設された特別支援学級に通っていただきます。通学距離、登下校時、非常事態等の際の安全を考慮し、基本学区の新設された特別支援学級に通っていただくことになります。ただし、川口市教育委員会が定めた指定校変更要件に該当する場合、指定校変更の申請を行うことができます。

⑦特別支援学級に在籍した場合、通常の学級で学ぶ機会ありますか。

→交流及び共同学習として、朝の会、帰りの会、学校行事や給食清掃、学年・学級活動などの機会を通して交流学級の児童生徒と活動を共にすることがあります。また、総合的な学習の時間や音楽、体育、図画工作(美術)などの学習においても実施されています。低学年では、交流よりもまず学校生活に慣れることが優先となります。どのような機会に交流及び共同学習を行うか等の詳細は、児童生徒や学級の状況によって異なります。お子さんの状況を踏まえ、学校とよく相談してください。

⑧特別支援学校の子ども達が、地域の小中学校で学ぶ機会があると聞きました。どのような制度ですか。

→「支援籍」という制度があります。特別支援学校や特別支援学級に在籍している児童生徒が、居住する地域の小中学校に支援籍を置いて、通常の学級や特別支援学級の児童生徒と一緒に一定程度の学習をします。詳細は入学後に特別支援学校でお問い合わせください。